

## 聴覚障がい者に対応した火災警報設備等のあり方に関する検討会開催要綱

### (目的)

第1条 高齢化や障がい者の社会参加の進展等を踏まえ、高齢者や障がい者等が安心して生活を営み、社会参加することができるよう火災に対する安全性を効果的に確保するため、ユニバーサルデザイン等の観点を取り入れた火災警報設備等の開発・普及を促進することを目的として、「聴覚障がい者に対応した火災警報設備等のあり方に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

### (検討事項)

第2条 検討会は、次の事項について検討及び分析を行うものとする。

- (1) 音以外の警報伝達手段に関する情報収集・整理（国内・国外）
- (2) 防火対象物向けに想定されるシステムに関する基本コンセプトの整理（システム構成、対象となる災害等）
- (3) 聴覚障害者の意見を踏まえたシステム開発、導入・普及に係る検討
- (4) 効果的な使用方法の検討（設置方法、人的対応等）

### (委員の委嘱)

第3条 検討会の委員は、学識経験者、行政機関、消防機関、関係団体の者等のうちから消防庁予防課長が委嘱する。

### (委員)

第4条 委員の任期は、平成23年3月31日までとする。

- 2 補欠のため就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 検討会に座長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 4 座長は、検討会を主宰する。
- 5 検討会に座長が指名する座長代理1名を置くことができる。
- 6 必要に応じ検討会に「オブザーバー」として関係者の出席を依頼し、意見等を求めることができる。

### (事務局)

第5条 検討会の事務は、消防庁予防課が処理する。

### (補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は座長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成22年6月11日から実施する。